

寒川町都市公園条例新旧対照表

現行					改正案					
別表第4（第18条関係）					別表第4（第18条関係）					
施設区分				金額	施設区分				金額	
照明設備	メインアリーナ	1 / 2 面	50 %	1時間につき 500円	1 / 2 面	50 %	点 灯	1時間につき 500円	全部 点 灯	1時間につき 1,000円
			50 %	1時間につき 1,000円				50 %		1時間につき 1,000円
		全 面	50 %	1時間につき 1,000円	全 面	50 %	点 灯	1時間につき 1,000円	全部 点 灯	1時間につき 2,000円
		全 面	50 %	1時間につき 1,000円	全 面	50 %	点 灯	1時間につき 1,000円	全部 点 灯	1時間につき 2,000円
	サブアリーナ		全 部 点 灯	1時間につき 1,000円	サブアリーナ		全 部 点 灯	1時間につき 1,000円		1時間につき 1,000円
冷房設備	メインアリーナ 観覧席			1時間につき 8,000円	冷房設備	メインアリーナ 観覧席			1時間につき 8,000円	
									サブアリーナ	
						武道場		1 / 2 面	1時間につき 750円	全 面
暖房設備				1時間につき 10,000円	暖房設備	メインアリーナ 観覧席			1時間につき 10,000円	

電光得点表示盤	メインアリーナ	1組1使用時間帯の区分につき 1,000円
放送設備		1式1使用時間帯の区分につき 2,000円
電動昇降ボタン		1回につき 300円
サブ操作卓		1回につき 400円
(略)		

	<u>サブアリーナ</u>		<u>1時間につき</u> <u>2,000円</u>
	<u>武道場</u>	<u>1 /</u> <u>2面</u>	<u>1時間につき</u> <u>750円</u>
		<u>全</u> <u>面</u>	<u>1時間につき</u> <u>1,500円</u>
電光得点表示盤	メインアリーナ		1組1使用時間帯の区分につき 1,000円
放送設備			1式1使用時間帯の区分につき 2,000円
電動昇降ボタン			1回につき 300円
サブ操作卓			1回につき 400円
(略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。